

## 日インドネシア経済連携協定にかかる通関トラブルについて

平成29年6月5日  
日本商工会議所国際部

最近、日本から一又は二以上の第三国を経由してインドネシアに輸入される原産品について日・インドネシア経済連携協定（以下「本協定」という。）を利用する際に、通し船荷証券や特定原産地証明書（以下「CO」という。）第3欄に経由地や積替え後の船名（以下「経由地等」という。）が記載されていないことを理由に、インドネシア税関において関税上の特惠待遇が認められない事例が多数発生しています。

日本政府ではあらゆる機会を通じ、インドネシア政府に対して、経由地等の記載が無くても、通し船荷証券が発行されている事実をもって、積送基準の充足について判断することは可能であり、また、天候等の理由で予定されていた経由地等を変更することがあり得る等の理由により、一般的に、通し船荷証券には経由地等を記載しないことが実務上の慣行となっている旨主張し、インドネシア政府に運用の改善を求めているものの、直ちに解決が望める状況ではないとのことです。

つきましては、本協定を利用する企業の皆様におかれましては、政府レベルでの解決が図られるまでの間、トラブル回避の方策として、日本から一又は二以上の第三国を経由してインドネシアに輸入される原産品について本協定を利用する場合には、必要に応じて、以下の対策を講じることが望ましいとの事務連絡が外務省及び経済産業省からありましたので、ご留意いただければ幸いです。

- ー通し船荷証券及びCO第3欄に見込みの経由地等を記載する
- ー通し船荷証券に「Through Bill of Lading」と記載する

また、本協定上、原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は輸入者に対して「通し船荷証券の写し」又は「第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が原産品について行われていないことを証明するもの」のいずれかの提出を要求することができる旨規定されております。日本政府は運用の改善を求めているとのことですが、通し船荷証券の写しを提出した場合であっても、第三国の税関当局等が提供する非加工証明書が提出されていないことをもって関税上の特惠待遇を否認することがあるというインドネシア税関の近年の運用に鑑み、可能な場合には、第三国の税関当局等が提供する非加工証明書の取得（経由地が台湾、シンガポール及び韓国の場合に取得した事例を確認）について検討することが望ましい旨外務省及び経済産業省から併せて連絡がありましたので、この点についてもご留意いただければ幸いです。

なお、上記対策を講じた場合であってもインドネシア税関から何らかの指摘が行われる可能性も排除できませんので、その点予めご承知おきください。上記事態が改善された場合には改めてご報告いたします。

以 上